

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業



介護のお仕事をされている方、これから介護のお仕事を始められる方で、介護福祉士実務者研修を受講し介護福祉士として高知県内で従事する意欲のある方に実務者研修受講資金を**無利子**でお貸しします。卒業した日から1年以内に、介護福祉士として県内で介護・相談業務に**2**年間従事された場合は、**全額返還免除**となります。

## ✓ 貸付けについて

### 貸付額 20万円以内

#### 【対象となる経費】

実務者研修施設に支払う授業料、実習費、教材費等。参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等

**貸付対象者** 次の①から②の全ての条件に該当する方

- ①原則として高知県内の介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者
- ②次のいずれかに該当し、卒業後に介護福祉士として県内に従事する意志のある方。
  - (ア) 高知県内に住民登録をしている
  - (イ) 高知県内の養成施設に在学(入学)している
  - (ウ) 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録をしていた方であり、かつ、実務者研修施設での受講のために転居をした方
  - (エ) (ア) から(ウ) に限らず、貸付けを受けようとする方が、養成施設を卒業後に介護福祉士等として県内に従事する意志がある方として、高知県社協会長が認めた方

**連帯保証人** 次の①から③の要件を満たす連帯保証人が1名以上必要です。

- ①成人の者で、返還債務を負担する資力を有する方
  - ②日本国籍、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の方
  - ③法定代理人である場合を除き、この貸付制度の借受人又は連帯保証人でないこと。
- ※貸付申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人となります。法定代理人が連帯保証人としての要件を満たさない場合、別途要件を満たす連帯保証人を立ててください。

## ✓ 申請方法

受講申込みから自宅学習が開始した月の月末までに養成施設又は県社協に申請書類を提出すること。

申請を養成施設へ提出

養成施設で受付し、取り纏めのうえ県社協へ提出

県社協で貸付審査し、貸付けの可否を決定し通知



- ・自宅学習が開始した月は、スクーリング開始の月ではありません。
- ・受講修了後の申請は受け付けできません。

## ✓ 申請書類

貸付申請時には、下記書類を全てご提出ください。

- 貸付申請書 (第1号様式)
- 身上調書 (第2号様式)
- 推薦状 (勤務先で作成を依頼してください。) (第3号様式)
- 住民票 (申請者、連帯保証人)
- 収入、所得又は資産を証明する書類 (連帯保証人)  
※源泉徴収票、確定申告書(控)、年金振込通知書等
- 個人情報の取扱いについて (同意書)
- 実務者研修施設の受講を証明する書類
- その他必要と認められる書類

## ✓ 貸付決定から返還免除までの流れ

### 貸付決定

・貸付決定通知とその後の必要書類となる借用証書、振込先口座の届出書、請求書を送付

### 貸付金交付

・借用証書、振込先口座の届出書、請求書、印鑑登録証明書、振込口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写しを提出  
・2週間程度で届出された口座に貸付金を交付

### 卒業(※) 又は貸付後

・返還猶予に関する書類を提出。その後、返還免除になるまでの間、年1回業務従事届の提出が必要。(その他、変更事項があれば、その都度届出が必要。)

### 返還免除

・返還免除申請書、業務従事期間証明書を提出。返還免除が決定後、借用証書を返還。

#### ※実務者研修受講資金の卒業日について

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、高知県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、「実務者研修施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。但し、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であっても、受験資格発生後に実施される国家試験に3回以内に合格した場合に限る。

## ✓ 返還免除に係る対象業務について

- (1) 区域 高知県、全国の国立障害者リハビリテーションセンター等
- (2) 職種 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(以下「業務の範囲等の通知」という。)に基づいた相談援助、介護等の業務又は当該施設の長

## ✓ 返還について

次に該当する場合には、貸付けを受けた資金は返還となります。

- (1) 退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、貸付金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は県内の対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内の対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知県高知市朝倉戊 375-1 県立ふくし交流プラザ内

TEL 088-844-4600

(平日 8時30分～17時15分)

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp>

募集要項、各種申請書類はこちらからダウンロードできます。☞

